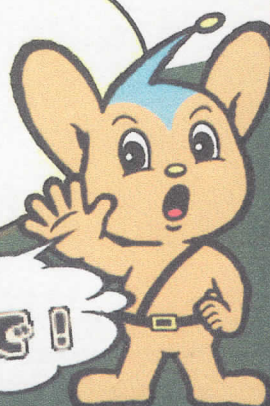




無許可での  
廃棄物の回収行為は

# 犯罪

です!



無許可業者は  
利用しないで!

家庭ゴミは  
一般廃棄物です。  
回収できるのは、区市町村等のほか  
一般廃棄物処理業の許可業者だけです。

【罰則】 5年以下の懲役 / 1千万円 (法人は3億円) 以下の罰金



ご家庭の不用品(廃棄物)は、  
産廃・古物商の許可では  
回収できません!!

~~産業廃棄物処理業の許可~~  
~~古物商の許可~~



違法に回収された廃棄物は、不適正に扱われ、  
不法投棄による環境破壊や火災等を誘発する  
おそれがあります。

ご家庭の廃棄物の処理は、  
お住まいの区市町村が定めるルールに従ってください。

- \* テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電製品は、「家電リサイクル法」に基づき、家電小売店等により引き取られます。処分の際は、お住まいの区市町村に確認してください。
- \* もっぱら再利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あさびん類、古繊維)のみの回収には、一廃の許可は必要ありません。
- \* まだ新しく十分に使える製品は、信用できるリユース(中古)ショップに買い取ってもらいましょう。

警視庁・東京都 / 環境省